

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和4年11月4日（金）午後4時00分～午後4時55分

2 開催場所 朝日町役場 4階 大ホール

3 本委員会に出席した委員（21名）

農業委員		推進委員	
1番	住吉 一久	2番	九里 博
3番	青木 清美	3番	折谷 忠行
4番	清水 智也	4番	柳下 善一
5番	水島 英樹	5番	中島 優一
6番	水島 正起	6番	河村 隆徳
8番	荒尾 和彦	7番	田中 耕一
9番	数家 善継	8番	坂藤 正敏
10番	大森 憲一	9番	荒尾 一成
11番	赤川 慎二	10番	住吉 真正
12番	青木 靖浩		
13番	大森 雅昭		
14番	水野 仁士		

4 本委員会に欠席した委員（3名）

農業委員		推進委員	
2番	弓野 良子	1番	水島 忠彦
7番	竹内 重之		

5 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範
事務局長代理 平坂 昌美
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第4条・5条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画の決定の件
- (4) 農地パトロール（利用状況調査）の最終報告について
- (5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、11月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会 長 それではこれより、11月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第19条第2項の規定により3番 青木 清美 委員、4番 清水 智也
委員を指名します。
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 1ページをご覧ください。
議案第1号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第
4条・5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第7条並びに第15条の規
定により意見を求めます。
令和4年11月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾 和彦

5条の案件1件であります。

議案1号1番は、5条の案件です。

譲受人は、「朝日町横水〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さ
ん」、譲渡人は、「朝日町道下〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇さん」です。

申請地は、朝日町山崎字畳田〇〇〇番外2筆、畑1筆271㎡、田2筆591㎡、
転用目的は残土置場用地です。

水野委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、2ページ（左）をご覧ください。

山崎地区の羽入町内を小川温泉に向かう主要地方道 黒部・朝日公園線沿いで、申
請地の並びには建設会社の採石場があります。

譲受人の会社は、平成24年に山崎地内において農地転用許可を得て、同会社が受
注した工事現場から発生する残土置き場として利用していましたが、10数年が経過
して手狭になりつつあり、いっぱいになる前に新たな残土置場が必要となったことか
ら、土地を探しておられました。

申請地は、隣接する土地と合わせて小川ダム建設時残土置き場としても利用されて
以来、今年の夏まで数十年にわたり残土置き場として利用されてきました。

譲渡人によりますと、申請地は、背後に山が迫り耕作するには非常に不便なうえ、
登記簿上水路はありますが、農業用水としての水はなく、耕作できないとのことで、
譲受人は、譲っても良いという話をもらったことから、このたびの申請になりました。

申請地は、県事業であった小川ダム建設に係る残土置場として使用されていまし
たが、実際には県の指定の残土置場からはエリアを外れていることから、違反転用であ
り、始末書の提出を受けております。

申請地には、土砂搬入のためダンプカーが1日2から5台出入りし、土砂ならしの
ための油圧ショベル、ブルドーザ各一台を設置しての利用を予定しています。

県道との境界にはコンクリート擁壁が既に設置されており、雨水は既存の用水路に
排水し、付近に迷惑をかけないように配慮するとされています。

農地区分につきましては、低生産性小集団農地である2種農地と判断しており、転用は可能と考えます。

以上、第5条の規定による許可申請の件として、1件 畑1筆、田2筆 合計862㎡、となります。

よろしくお願いたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思えます。

水野 仁士 委員から意見書が出されておりますので、報告願います。

水野委員 申請地については、事務局から説明がありましたとおり、農地に復元したとしても、耕作することが難しいことから、残土置き場用地として転用しても支障はないものと考えております。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様からご意見及び異議は、ありませんか？

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり、県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、10ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものとそれ以外という2部構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思えます。

初めに、農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は2件となり、

田：3筆：6,303.00㎡となります。

次に、6ページをご覧ください。

農地中間管理事業以外についての利用権設定状況の内訳となります。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、2件、6,303.00㎡、うち、再設定を含む申請が、1件、4,813.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各2件、6, 303.00㎡、相対契約であります。
貸し手は、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。
続けて、農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は1件となり、

田：4筆：6, 973.00㎡となります。

次に、9ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳となります。

10年以上の借り手及び貸し手が、1件、6, 973.00㎡、全て再設定を含む申請となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各1件、6, 973.00㎡のうち、借り手は、全て公社になっております。

貸し手は、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて、配分計画についてですが、12ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は1件となり、

田：4筆：6, 973.00㎡となっております。

次に、13ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

10年以上の借り手及び貸し手が、1件、6, 973.00㎡、全て再設定を含む申請となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各1件、6, 973.00㎡のうち、貸し手は、全て公社になっております。

借り手は、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第2号及び第3号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号及び議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。

（全員「異議なし」の発言有り）

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 　続いて、3 農地パトロール（利用状況調査）の最終報告について、事務局から説明願います。

事 務 局 　農地パトロールにつきまして、先月中間報告を受けました。
その報告を受けた内容については、別紙のとおり取りまとめております。
今回は、最終報告として、基本、推進委員から報告願います。

また、農業委員からも補足がありましたら、報告していただきますようお願いいたします。

(推進委員及び農業委員から、各地区の実施状況等について報告)

事務局 今後、遊休農地については、意向調査を行います。

また、今回は、非農地判断を行っていただいたエリアが複数ありますので、まずは、農地台帳から外すこととし、地方税法の規定に基づき、市町村長の職権で一括して法務局に地目変更の申出を行いたいと考えております。

農地台帳と固定資産課税台帳との登記地目が合致し、今後、現況確認の軽減に繋がるものと考えます。

会長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。

事務局 次回開催日について…12月2日(金)

会長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして11月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時55分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名押印する。

令和4年 月 日

朝日町農業委員会議長

荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員